

事業所ごとの派遣事業状況

2025 年 7 月 1 日

株式会社セゾンパーソナルプラス

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供につきまして、以下の通り提供いたします。

事業所名	株式会社セゾンパーソナルプラス 東京本社		
派遣許可番号	派 13-011230	許可年月日	2003 年 3 月 1 日

派遣労働者の数 (1 日平均)	4 3 3 人
派遣先事業所数	1 8 4 件
派遣料金平均額 (1 日 8 時間)	2 0 , 9 7 1 円
労働者賃金平均額 (1 日 8 時間)	1 4 , 5 3 3 円
マージン率	3 0 . 7 %
雇用安定措置をした人数	5 8 名
教育訓練に関する事項	➤ 当社で初めて派遣就業される方は、ビジネスマナーや個人情報取扱い等の、入職時研修を受講していただきます。 ➤ 1 年以上の継続派遣就業が見込まれる方（弊社基準）は、業務スキルとビジネススキルの向上を目指し、今後のキャリア形成を考える、年次定期研修を受講していただきます。 ➤ 上記教育訓練は、有給で実施します。また受講者の費用負担はございません。
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく 労使協定に関する事項	➤ 労使協定を締結しているか否か：締結済 ➤ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者 ➤ 労使協定の有効期間の終期：2026 年 3 月 31 日
その他参考事項	➤ 厚生年金保険・健康保険・雇用保険の適用があります。 ➤ 定期健康診断・年次有給休暇制度があります。 ➤ 産前産後・育児・介護休業制度があります。 ➤ 提携宿泊施設・飲食店が優待価格等で利用できます。

※上記情報は、前事業年度のデータに基づきます。